

第32回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 2 6 日 開会
令和 2 年 3 月 2 6 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年3月26日 第32回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午前10時00分

閉会 午前10時29分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第 7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午前10時00分開会

○坂下事務局長 本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第32回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号6番大坂委員、7番山村委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借4件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。

それでは初めに所有権移転案件番号46番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件4件でございます。

番号46番、譲渡人は、貴老路に住所を有する方。譲受人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は532平方メートルです。契約の

種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、高齢のため相続で譲り受けた土地を売り渡す。譲受人は、経営規模の拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書4ページに3条番号46の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当の森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森 委員 番号46番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため農地を売買する内容でありまして、3月12日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号の番号46番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号46番は原案のとおり決定をいたしました。

次に利用権設定案件、番号47番から50番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。

番号47番、貸主は、合流に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は25,990平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和2年3月27日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため借主に賃貸する。借主は、経営の規模拡大のためであります。

議案書3ページをご覧ください。番号48番。貸主は、美園に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は4筆合わせまして37,274平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和2年3月27日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、貸していた土地が返却されたので、改めて本賃借人と賃貸する。借主は、経営の規模拡大のためであります。

番号49番。貸主は、帯富に住所を有する方。借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は4筆合わせまして49,584平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和2年3月27日から令和5年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営の規模を縮小するため新たに借主に賃貸する。借主は、経営の規模拡大のためであります。

番号50番。貸主は、北町に住所を有する方。借主は、稲穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は28,342平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年3月27日から令和7年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、高齢のため。借主は、経営の規模拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域

との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書5ページから8ページに3条番号47から50の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号47番並びに番号48番について、地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号47番、48番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であり、番号47番につきましては3月13日、番号48番につきましては3月8日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。続いて、番号49番について地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号49番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であり、3月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。続いて、番号50番について地区担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号50番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であり、3月23日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは、議案第1号の番号47番から50番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号47番から50番は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第5の規定による許可申請について

○小川議長 続いて日程第5、議案第2号、「農地法第5の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。申請人は、譲渡人であり常室に住所を有する方、譲受人は常室に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は745平方メートルです。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でござ

ざいます。農地法第5条第2項のただし書きで、その他政令で定める相当の理由がある時に許可することができるようになっており、その他政令で定める相当の理由とは、農地法施行令第11条第1項第2号及び第4条第1項第2号へ、第1種農地で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用とあり、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画は、農地法施行規則第38条及び第39条で、農業振興地域整備計画に定められている施設となっております。農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。

議案書11ページから15ページに位置図、配置図、求積図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。なお、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 続いて日程第6、議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書16ページをご覧ください。議案第3号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。令和2年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書17ページよりご説明申し上げます。売買案件1件の内容であります。番号35番。所有権の移転を受ける者は、共栄に住所を有する方。所有権の移転をする者は、養老に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は4筆合わせまして60、190平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は、令和2年3月27日。対価の支払期限は、令和2年5月31日。土地の引渡時期は、令和2年3月27日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

議案書18ページに番号35番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定

をすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第7、議案第4号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書20ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和2年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に農地等の所在地を管轄する農業委員会へ事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについてこの報告によって確認することになっています。ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書21ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第32回農業委員会総会議案説明資料1ページから2ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いました。資料1ページをご覧ください。中段に売上高という欄があり、この数値が、農業その他事業ともに0円となっております。こちらにつきましては、昨年の農地取得後、農地の整備に期間を要したため0円となったものでありますが、その他事業の売上高が農業売上高を超えている状況では無く、事業要件としては適となります。また、事業要件の他の3要件につきましても、資料により確認しましたところ番号1番の法人につきましては、要件を満たしておりますので適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので議案第4号は、原案のとおり決定

をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべてを終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第32回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時29分閉会